役務取引等収益
その他業務収益
外国為替売買益
国債等債券売却益
国債等債券償還益
金融派生商品収益
その他の業務収益
政府交付金収入
一般会計より受入
特別会計より受入
その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
株式等売却益
金銭の信託運用益
その他の経常収益
経常費用
資金調達費用
コールマネー利息
売現先利息
借用金利息
社債利息
金利スワップ支払利息
その他の支払利息
役務取引等費用
その他業務費用
外国為替売買損
国債等債券売却損
国債等債券償還損
国債等債券償却
社債発行費償却
金融派生商品費用
利子補給金
その他の業務費用
営業経費
その他経常費用
貸倒引当金繰入額
貸出金償却
株式等売却損
株式等償却
金銭の信託運用損
その他の経常費用

経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。）を銭単位で注記すること。

9　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

10　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第３号様式

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×××